

1965年2月9日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後3時39分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	藤次郎	2番	比嘉	定亮
3番	天久	盛雄	4番	安次	盛福
5番	石川	藤大	6番	仲村	春泉
7番	稲嶺	正原	8番	石又	英正
9番	安里	明	10番	又吉	弘
11番	石川	繁	12番	大川	昇
13番	伊佐	真得	14番	仲村	喜永
15番	宮城	昌	17番	伊佐	真寿
18番	中里	幸助	19番	武島	行具
20番	仲村	盛光	21番	古波	清次郎

3. 不応招議員は次のとおりである。

16番 宮里 敏行

出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は次のとおりである。

16番 宮里 敏行

6. 市町村自治法第61条の規定により、職務説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村 春勝	助役	具原 真徳	徳信
総務課長	松川 正義	住民課長	仲奥 伊	俊誠
民生課長	当国 晋真	財政課長	里佐 誠	寺
水道課長	山吉 真昌	経済課長	伊大	
建設課長	島袋 昌兼	消防団長	大	

1965年2月9日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分～午後3時39分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	誠太郎	2番	比	彌	定	亮
3番	天久	盛雄	4番	安次	富	盛	信
5番	石川	真六	6番	仲	村	寒	果
7番	稲	横正	8番	石	田	英	正
9番	安	里安	10番	又	吉	正	弘
11番	石川	繁	12番	大	川	昇	昇
13番	伊	佐真	14番	仲	村	喜	永
15番	官	城盛	17番	伊	佐	真	寿
18番	中	里寺	19番	武	島	行	男
20番	仲	村盛	21番	古	波	清	次郎

3. 不応招議員は次のとおりである。

16番 官里敏行

出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は次のとおりである。

16番 官里敏行

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲	村	泰	勝	助役	具	愿	具	德
総務課長	松	川	正	義	住民課長	仲	奥	村	泰
民生課長	当	山	吉	喜	財政課長	伊	里	里	友
水道課長	国	吉	真	義	経済課長	伊	佐	城	仁
建設課長	島	俊	昌	兼	消防団長	大	城	城	幸

7. 議会事務局職員の出席者.

事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由 知念 晋光

8. 議事日程は次のとおりである.

日程第3. 諮問第1号, 市村合併の推進について.

議長~出席19名であります. 市町村自治法第53条の規定により, 議会は成立いたしましたので, 从今より本日の会議を開きます. (午前10時45分)

議長~日程第3, 諮問第1号, 市村合併の推進についてを議題といたします.

議長~本案に対する質疑を求めます.

5番~市長にお尋ねいたします. 諮問の2項, つまり推進事項のその2であります. 合併の方法, そゆこの所に現時点の形勢からして, あくまでも編入合併の方法で推進し, 名を捨て実を取る見地から措置したい. こうなっております. 名を捨て実を取るというのは具体的にどういふことでありますか.

市長~これは形式にはこだわらないという意味であります.

5番~形式にはこだわらないということは具体的にどういふようなことでありますか.

市長~一応は編入合併を本体として進めるんだが, その中には推進協議会の話しによつては, 編入の場合にはこうだけれども, 実際はこうしようという話し合いの機会を持つて, そしてその協議の結果によつて, 進めにやならん部面が出て来やせんかというので, こういふように示してある訳であります. 具体的には~~協議~~推進協議会が満足して, そしてその話し合いの中で問題が出て来るんじゃないや

いかと予想されます。

5 番～只今の説明では、つまり名を捨て実を取るということの
其の意味はその前にあくまでも編入合併の方法を打ち出
されております。しかしその次の文くの名を捨て実を取
るということは、時と場合によつてはあくまでも編入合併
という方法は取り下げることあり得るという意味であ
りますか。

市 長～全面的に取り下げるとことは考えておりません。編
入合併ではあるんですが、その中でもこの点だけはこうい
ふうにするという話し合いの余地があると思われますの
で、今の様なすべて編入の形式一本で通すという意味じ
やなしに、具体的な問題が出て来ると、その中には合併
は編入だけれどもこの件はこういうふうにして進め様と
いうふうな話し合いがあつてのことであれば、それは許
されるんじゃないかと考えております。

5 番～合併の方法には、対等ときゆう取2つの方法しかない
私は思つております。しかるに、あくまでも編入合併で
あると打ち出しながら又他の方法もあるという様な、今
の御説明であります。これは合併の場合には対等であ
るか、さもなければ他の方法であるきゆう取であるか、そ
ういふふうに詳しくしておりますが、市長のお考えは
その考えに基づいての見解ではないんですか。

市 長～その考えに基づいて、本体として編入合併を本体として
そして話し合いによつて問題においては、そこに話し合
いの場を持つて、完全なる。即ち編入ではこういう方式
だけれども、この点はここでは話し合いでこうしようとい
う協議で持つて合併の促進は出来るんじゃないかとい
うので、この文くを入れてある訳であります。

5 番～念を押して確めておきたいと思いますが、しからばこの
名を捨て実を取るというお考えは、編入合併をあくまで

そうであるというふうに打ち出してあるんですが、この名を捨て突を取るというのは、あくまで編入合併という言葉に対して場合においては、その他の方法もあり得るとそういうふうな~~意味~~を意味するんですか。

市長～場合によつて全部編入を取り消すんじゃないに、部分においては話し合いの場を持つということでもあります。

5 番～結局合併の方法は編入合併である。そうするとこの突を取るという言葉は場合によつては、いわゆる対等合併というふうな、そういうふうな意味合いではない訳ですね。

市長～場合じゃないですね。部分においては編入合併が本体であるんだが、あの問題においては、この話し合いによつて、これを解決するという意味で編入の方式一本ばりで行くという訳じゃありません。

5 番～~~その~~合併の進め方についてお伺いします。促進法に基づき早急に関係市村による合併促進協議会の設置を行い、法令に基づき推進を図りたい、こういうふうになつておられるならば、市長がこういうふうにお考えになつておられるならば、早急に合併促進協議会の設置を期待しておられると思います。そこでその時期について、市長は何時までに促進協議会の設置を希望しておられるのか、もし市長自身の解想があれば、うけたまわりたいと思います。

市長～これはその答申が皆さんから得られたならば、すぐよく目で電話連絡をして、その準備にかかりたいとこう思います。電話の連絡をして、促進をして促進協議会の会その準則が政府から示されていますが、その準則によつて3市村の代表で以つて、その準則が改定されていいますが、その準則にまらぬ市その草案をねつて、それが出来あがつたらすぐ発足入りしたいとがこう思つております。

5 番～只今の御答弁で、答申が得られた場合には、市長のお考え

そうであるというふうに打ち出してあるんですが、この名を捨て突を取るというのは、あくまで編入合併という言葉に対しての場合においては、その他の方法もあり得るとそういうふうな字句を意味するんですか。

市長～場合によつて全部編入を取り消すんじゃないに、部分においては話し合いの場を持つということでもあります。

5 番～結局合併の方法は編入合併である。そうするとこの突を取るという言葉は場合によつては、いわゆる対等合併というふうな、そういうふうな意味合いではない訳ですね。

市長～場合によつてですね。部分においては編入合併が本体であるんだが、あの問題においては、この話し合いによつて、これを解決するという意味で編入の方式一本ばりで行くという訳じゃありません。

5 番～次その合併の進め方についてお伺いします。促進法に基づき早急に関係市村による合併促進協議会の設置を行い、法令に基づく推進を図りたい。こういうふうなうたわれております。市長がこういうふうにお考えになつておられるならば、早急に合併促進協議会の設置を期待しておられると思います。そこでその時期について、市長は何時頃まで促進協議会の設置を希望しておられるのか、もし市長自身の構想があれば、うけたまわりたいと思います。

市長～これはその答甲が皆さんから得られたならば、すぐよく日で電話連絡をして、その準備にかかりたいところ思います。電話の連絡をして、促進をして促進協議会の会その準則が政府から示されていますが、その準則によつて3市村の代表で以つて、その準則が政府から示されていますが、その準則にまづその草案をねつて、それが出来あがつらすぐ発足に入りたいとこの思つております。

5 番～只今の御答弁で、答甲が得られた場合には、市長のお考え

通り答甲が得られた場合には、すぐ促進協議会の設置に
いわゆる踏み出すというふうな考えである様ですが、
すぐといつてもまぢまぢであります。何時頃までですか

市長～本議会が今日ですれば明日は電話で連絡いたしまして両
村の都合があるから集つてくれというんで、あさつてか
の起車にかかから集つてくれというんで、あさつてか
ら始め、それが3日間出来れば3日後には一応又
各市村同じ様な案を又議会にかけて、これでいいという
ことになれば、すぐ進捗する格になる訳であります

5 番～答甲が得られたらすぐ連絡なされるという、今の言葉つ
かいてありますが、この連絡というのは隣村に村々
一併進 いわゆる北中城及び中城村に対して合併促進協
議会を設置しようじゃないかという申し入れであります
か。

市長～はい。

5 番～ということは取手市から隣接の2村に対して、促進協
議会の設置を呼びかけるということになる訳ですね。
(はい)その合併の時期、合併促進協議会において協議
し、その後法令手続によつて決定したい。
これは促進法に基づいて、当然そうなる問題であります
が、市長御自身としては、合併を実現、辞手続を得て関
係市町村が実際に合併して1つの地方自治体新しい地
方目目を満足させるという、その時期は御自身の任期
中になさるうという考えでありますか。なしたいとい
うお考えでありますか。

市長～そうであります。

5 番～関連して質問いたします。目下取手市の置置してある
重要な問題は移計事業であると思ひます。その場合に今
先の市長の御答弁にあります様に任期中と申しますのは

通り答甲が得られた場合には、すぐ促進協議会の設置に
いわゆる狭み出すというふうな考えである様ですが、
すぐといつてもまちまちであります。何時頃までですか

市長～本議会が今日ですれば明日は電話で連絡いたしまして両
村の都合があさつてもいいということであれば、草案
の起草にかかるといふので、あさつてか
ら始め、それが3日間で出来あがれば3日後には一応又
各市村同じ様な案を又議会にかけて、これでいいという
ことになれば、すぐ発足する格こうになる訳であります

5 番～答甲が得られたらすぐ連絡なされるという、今の言葉つ
かいであります。この連絡というのは隣村に併せて合併促進
協議会を設置しようじやないかという申し入れであります
か。

市長～はい。

5 番～ということは宜野湾市から隣接の2村に対して、促進協
議会の設置を呼びかけるということになる訳ですね。
(はい)5の合併の時期、合併促進協議会において協議
し、その後法令手続によつて決定したい。
これは促進法に基づいて、当然そうなる問題であります
が、市長御自身としては、合併を実現、諸手続を得て関
係市町村が実際に合併して1つの地方自治体を新しい地
方自治体を発足させるという、その時期は御自身の任期
中になさろうという考えでありますか。なしたいとい
う考えでありますか。

市長～そうであります。

5 番～関連して質問いたします。目下宜野湾市の直面しておる
重要な問題は都市事業であると思ひます。その場合に今
先の市長の御答弁にあります様に任期中と申しますのは

あと2ヶ月たらずであります。2ヶ月たらずの以内に合併実現をするには、それまでの内部における所の諸手続、非常に複雑な手続き、更に又関係全市村民の賛同といった様な複雑な手続からみ合つた非常に難しい問題であります。これを向こう2ヶ月以内の短期間内にやるには、それに全力を集中しなくちゃ実現はおぼつかないと思います。只でさえスムーズに行つているとは申しませんが、毎計事業はその場合にいわゆるストップ状態になる訳でございませうか。

市長～そうでありません。どこまでも宜野湾市は宜野湾市の計画の仕事を進めつつ、その合併の促進をやりたいと思つております。

5 番～うさぎとからすを同時にねらつて、どちらにもがすと考えられますが、現在合併関係の事業に何等ふれていない時点においてさえも、率直に申し上げたら執行部の執行態勢は決して完全であるとはいへません。にもかかわらず毎計事業も重要問題であるし、合併関係の事業も重要問題であるのに、両方やり通したいという意図よくは充分懸念に値しますが、果して実行可能であるかどうか。その辺の見解をお聞かせ願います。

市長～可能であると思います。

5 番～充分自信を持つて、それじやその施策を進めていかれるお考えである訳ですね。

市長～はい

5 番～はいわかりました。

3 番～この諮問の合併促進の基本方針というのがございしますが、既に市長としては基本方針を打ち出された以上は、一応大宜野湾市建設という大きな構想を持つておられると思

います、それにつきまして3市村合併した場合には郡計のちつ序、或はそういう大きな、大体の構想細部の構想は早急に実現するということでありますが、大体の今の諮問なされる段階において、3市村を合併してどういう構想で大宜野湾市を建設するお考えであるか、お聞かせ願います。

市長〜どういふ構想でといふつたらばく都としておりますが、宜野湾市が市に昇格して、そして都市計画のいわゆる宜野湾市の勢力範囲というものを、日本の方から技術者を招いてしん断をしてもらつたことがありますね、その場合に宜野湾市が発展した場合には宜野湾市の圏域、すべて経済やその他のいわゆる人為的なこの生活の場面に要する様な条件というのは、勢力範囲というのは大体これからこれまでに及ぶだろうと示されたのが、この2ヶ村で部分的にいうと北前とか或は西原かも入つておりますが、このけん内に入つておりますので、宜野湾市が今後不当に範囲に発展するんであつたならば、これはそのけん内に居ての発展を望むにはどうしても只單にその経済勢力の範囲だけじゃなしに、行政までも一語にする必要があるんじゃないかと、吾来はやはり今政府がとなえている様な合併の方向にいくんだらうということば、かねてあら私は予想はしておりました。今日吾来村は宜野湾の発展ということになりますという、その両村はどうしても、行政的にもいろいろ関連し、深い関係を持つのであるから、この聯合併をして3市村の今後の発展を期そうという構想でありまして、具体的な道路網はどうなるとか、或はその他の事業はどうなるかと、具体的な問題は今後の新合併市町村のこの變更によつて、政府の補助金を得て、そしてその地域に今までの3つに分れた世帯での予算規模よりももつと大きな予算規模でもつて行けばやり良いというふうな考え方で、これを進めている様な所です。

3 番〜只今市長さんの御答弁の中に先程日本の技術者の方々が

います。それにつきまして3市村合併した場合には都計のちつ序、或はそういう大きな、大体の構想細部構想は早急に実現するということでありますが、大体の今の諮問なされる段階において、3市村を合併してどういう構想で大宜野湾市を建設するお考えであるか。お聞かせ願います。

市長～どういふ構想でといふつらばく然としておりますが、宜野湾市が市に昇格して、そして都市計画のいわゆる宜野湾市の勢力範囲というものを、日本の方から技術者を招いてしん断をしてもらつたことがありますね。その場合に宜野湾市が発展した場合には宜野湾市の制度、すべて経済やその他のいわゆる人為的なこの生活の場面に要する様な条件というのは、勢力範囲というのは大体これからこれまでに及ぶだろうと示されたのが、この2ヶ村で部分的にいうと北前とか或は西原小も入っておりますが、このけん内に入つておりますので、宜野湾市が今後不当に順調に発展するんであつたならば、これはそのけん内に加えての発展を望むにはどうしても只単にその経済勢力の範囲だけじやなしに、行政までも一語にする必要があるんじゃないかと、吾来はやはり今歳府がとなえている様な合併の方向にいくんだろうということは、かねてから私は予懸はしておりました。今日吾来の宜野湾の発展ということになりますという、その向村はどうしても、行政的にもいろいろ関連し、深い関係を持つのであるから、この際合併をして3市村の今後の発展を期そうという構想でありまして、具体的な道路網はどうなるか。或はその他の事業はどうなるかと、具体的な問題は今後の新合併市町村のこの変更によつて、政府の補助金を得て、そしてその地域の発展に今までの3つに分れた世帯での予算規模よりもつと大きな予算規模でもつて行けばやり良いというふうな考え方で、これを進めている様な所であります。

3 番～只今市長さんの御答弁の中に先程日本の技術者の方々が

しん断したことがあるんだという事であつた訳でありま
すが、その当時の誘致するとう場合に、中城城がある一
帯も含めるべきだといふ様な動向を聞いたことがあるか
でありますか、その場合に行政界に内に入りますか、し
かしこれは行政に内に入らなければ出来ない、何れは
いかなる問題でありますか、長は此の互野市の現況の時
点でございすが、是非現況の時点をどうして互野市と
の都計上これをその地域まで含めなければいかん時点と
予め含めるべき地域であるかと、そのために是非予め
には含めるべきであるかと、或は現況の時点を是非
混入しなればいかん地域であるか、この場合はこの
時点の問題でございすが、市長さんの先程の御答に
よりますと、互野市が経済的に進展して行く段階とい
うことであります、我々の考えでは今都計の問題も
都計上の段階で測量しつゝもしてないという様な時点で
現況段階と、向うまで包含しなければ時期でないとい
ふ結論を出しておる訳であります、それに対して市長
の見解が相当違つておりますが、この互野市の都計
上、是非向うまで含めなければいかんという現時点に
おいての結論が出ておるか、その点お聞きせ願
いたいと思つております。

市長～現時点においては是非あそこまで含めなければ、互野市
の都計は出来ないという時点を承ておりませんが、互野市
の互野市の都計は相もしてないといふ事けれども、突
はいちいち市内を測量もして、政府の都計審議会でも
も受けて法的にも、これがのせられ、そして本費が
ば面整理事業にかかるといふふうなことになるかとい
う事、これは合併しなければ出来ないかといふ事、そ
うじやありません、互野市は今まで立てたプランを
のまま進めていけるといふ事思つております、将来互野
市の都計というものは、その部分で止まるのではなく、
発展すれば発展する程、それだけの行きます。

しん断したことがあるんだという事であつた訳であります。その当時の誘致するという場合に、中城城と一帯も含めるべきだという様な勧告を聞いたことがある訳であります。その場合に行政圏に内に入るとかそういう場合のことはあつたと思つて、しかしこれは行政圏に入らなければ出来ない。何れは出来ない問題であります。要はこの宜野湾の発展の時点でございまして、是非発展の時点でどうしても宜野湾の都計上これはその地域まで含めなければいかん時点と予め含めるべき地域であるかと、そのために是非予めそこは含めるべきであるとか、或は現段階の都計の推延状況によつて或は町の発展状況によつて、この地域は是非編入しなければいかん地域であるかという場合のこの時点の問題でございまして、市長さんの先程の御答弁によりますと、宜野湾が経済的に発展して行く段階だということでありまして、我々の考へては今都計の問題もまだ計画の段階で測量もしてないという様な時点で発展的段階と、向うまで包含しなければ時期でないという結論を出してある訳であります。それに対して市長との見解が相当違つておりますが、この宜野湾市の都計上、是非向こうまで含めなければいかんという現時点においての結論が出ておるかどうか。その点をお聞きさせたいと思つております。

市長～現時点においては是非あそこまで含めなければ、宜野湾の都計は出来ないという時点は来ておりません。宜野湾の都計が何もしていないといふけれども、実はいちいち市内を測量もして、政府の都計審議会でも審議も受けて法的にも、これがのせられ、そして本年度から区画整理事業にかかるというふうな事になつておりますが、これは合併しなければ出来ないのかという事、そうじやありません。宜野湾市は今まで立てたプランをそのまま進めていけると思つております。将来の宜野湾市の都計というものは、その部分で止まるんでなしに発展すれば発展する程、それだけのびて行きますから。将

来は含めたいということ、先程も申しました通り日本の技
術者の助言にもありまじたい、遠く、将来はどうか、こう思っ
てまで含めなければいけないんじゃないかと、こう思っ
ていだけであつて現在で今で合符しなければ、もう計
は進められないのか、ということになりますと、そうでは
ないということでありませう。

3 番～市長さんの御答弁の中に宜しう、本市が将来という構想を具
ち出しておられるということも、はつきりしていると思
ありますが、それにおいては、明日から後、具を具
うと、時期においてはこの種、委員会が定める程であり
ますが、そういう考えを持たれておると、異議が懸念
されておられるのは、現在の五箇年計画を進めれば、既に
に五年になる、そこにおいて調査の段階から或は、或
見分、そういう様な金を出る費用も、幾分か、或は、或
自分の自己負担だけで、どうしても進められないと、政
府の援助がなければいかん、という場合に、政府として
その具体的な計画がなければ、金を出ないというので、そ
今の所、本年からはその事業に入られるというので、そ
れが、本年計画において、既に4、5年の歳月をながめて、それ
から本年計画から出される、仮りに、今、本年計画に
おります所、7月1日を、目標にするという事が、実現す
るとしまして、直に政府として、そういう対応する所
のある程度、援助が得られると、しかし、これが、い
なれ、計画と、具体的な資料がなければ、政府としても、
金は出せないと、異議を、そう、所まで、異議が、
々々、合符して、金が出る、という、期待を、あせつて、
計画がなくとも、政府は、金を出して、くれる、も
だから、そういう、精密な、計画の下に、金を出さ
か、これは、無償的に、政府として、は、出さ
で、すね、その、点を、お聞かせ、願ひ、たい、と思
つて、います。

市長～今の御質問は、どういう意味ですか。

来は含めたいということは、先程説明した通り日本の技術者の助言にもありました様に、将来はどうしてもあそこまで含めなければいけないんじゃないかと、こう思っているだけであつて現在で今で合併しなければもう都計は進められないのかということになりますと、そうではないということでもあります。

3 香～市長さんの御答弁の中に亶野湾市が将来という構想を打ち出しておられるということも、はつきりしている訳であります。それにおいですや明日からも委員会を開こうと、時期においてはこの促進委員会が決める訳であります。そういう考えを持たれておると。只我々が懸念しておるのは、現在の亶野湾市の都計を進めてから、既に5年になると、そこにおいて調査の段階から或は設計見直しという様な金が出る段階において我々としても、自分の自己財源だけではどうしても進められないと、政府の援助がなければいかんと、いう場合に政府としてはその具体的計画がなければ金は出せないという段階で、今の所本年からはその事業に入られるというんだが、それが都計においても既に4ヶ年の歳月をながめて、それから本年度からやろうということですが、合併ということが打ち出されて、仮りにです。今新聞に出ている所々所々7月1日を目標にするという事が、突如するとしましたら、直に政府としてはそういう対応する所のある程度の援助が得られると、しかしこれがいろいろな計画とか具体的な資料がなければ、政府としても、これは金は出せないと、果してそういう所まで。我々はすや合併して金が出るという期待をさせているんだが、計画がなくても、政府は金を出してくれるものであるから、これは要するに政府としては出すべき金であるか、これは要するに政府としては出すべき金であるか、その点をお聞かせ願いたいと思つています。

市長～今の御質問はどういう意味ですか。

3 番～部計においてもすね、既に4ヶ半の歳月かかつて、これから実行の段階に移るということですが、これは細部計を出して、政府としてもそれに従って、それが妥当だという案を出して始めて、政府の援助もえられるということであるが、この合併ということは、大きな政府の援助が得られるとか、この合併促進法が切れるから、その援助がなくなるとか、そういう問題がよく新聞に出ている様ですが、そうなった場合には、それまでに具体的そういう政府が認めるだけの計画を立て、そういう資金の援助がよおる見込みがあるかどうかという意味です。

市長～合併に対する援助ですか、宮野町の部計の援助ですか。

3 番～部計においても4ヶ半かかつておると、しかし部計においては、既に合併してすぐ事業をやらなければいけません、それに対して、それに対応するだけのすね、具体的計画がすぐ出来るかどうかという事です。

市長～それは合併の事業としてのですか。

3 番はい。

市長～まだ合併の事業についてはすね、合併したら、さうさういう事業をして政府の援助を得るという計画は、これから合併後にこの増強会の場合にも、一応は条件として政府にも申し入れはすると思えますけれども、今合併後の事業計画としてはまだ市として立てておりません。

3 番～じやもう一つお聞かせ願いたいと思いますが、合併促進をするためにお互の現在の機構のすね、部計問題をやつておる所の職員の事業をさくおそれはないかどうか。

市長～さういふ心配はないと思えます。



3 番～郡計においてもですね。既に4ヶ年の歳月がかかって、これから実行の段階に移るということではありますが、これは細郡附計画を出して、政府としてもそれに基づいて、それが妥当だという態を出して始めて、政府の援助もえられるということであるが、この合併ということは、大きな政府の援助が得られるとか、この合併促進法が切れるから、その援助がなくなるとか、そういう問題がよく新聞に出ている様であります。そうした場合には、それまでに具体的そういう政府が納得するだけの計画を立て、そういう資金の援助がとおげる見込みがあるかどうかという意味です。

市長～合併に対する援助ですか。宜野湾の郡計の援助ですか。

3 番～郡計においても4ヶ年かかっていると、しかし郡計においては、既に合併してすゝ事業をやらなければいけません。それに対して、それに対応するだけのですね。具体的計画がすぐ出来るかどうかという訳です。

市長～それは合併の事業としてのですか。

3 番はい。

市長～まだ合併の事業についてはですね。合併したら、こうこういう事業をして政府の援助を得るといふ計画は、これから合併後にこの審議会の場合にでも、一応は条件として政府にも申し入れはすると思えますけれども、今合併後の事業計画としてはまだ市として立てておりません。

3 番～じやもう一つお聞かせ願いたいと思いますが、合併促進をするためにお互の現在の機體のですね。郡計問題をやつておる所の職員の仕事はさくおそれはないかどうか。

市長～そういう心配はないと思います。

3 番～分りました。

5 番～先程の答弁の中で、いわゆる27年以内に合併を実現したいと、そういう想定の下で、いわゆる画策を進められているという御説明でありましたが、合併をやる目的について、その究極の目的が促進法第1条にうたわれている通り、住民の福祉向上であることは、これは論議の余地はありません。只しかし時期というのには問題にされなくちやいかないと思っております。今予定されている所の亘野湾ブロックについて、個々の市村を比較して見ました場合に亘野湾市は郡計事業という重要事業に全力を集中しなくちやいかない様な時点にあります。他村はそれほど重要な地方自治体の事業としても事業はかかえていないだろうと私は思っております。こういう時点において合併した方がよいというこの比重は亘野湾市と他2村を比較した場合にはどちらにその重きをおきますか。例えば亘野湾市の方からなるべく早く合併した方がよいという立場であるのか。更に亘野湾市と比較して他の2村の方がなるべく早く合併した方がよいというそういう立場にあるのか。現時点におきましていわゆる合併するということは、先程申し上げました様に、これは時勢の問題で、時勢の問題というよりも、当然この適正な規模に持つていくために必要であります。亘野湾市の場合は客観条件が果して今妥当な時期であるかどうか。私はここにポイントを集中したいと思えます。そこで合併促進協議会の設置に関する申し入れを他の2村から亘野湾市にでなくて、逆に亘野湾市長から、他の2村に対してなされるということは、如何ような立場でそういうふうな行動をなされますか。御見解をお願いします。

市長～今の御質問で初めて亘野湾市には大層な郡計事業があるし、他の2村ではないのだが、他の2村のために亘野湾市の郡計事業の進行がとどめる様なことはないかという始めの何かと思っております。

5 番～私は最初に申し上げましたのは、現在亘野湾市がおかれて

いる状態を私の感じたままに甲し上げました。そして後でそういうような客観条件はそういう立場でありながらあえて宜野湾市の方から、他2村の方に協議会設置の甲し入れをなすということは、つまり宜野湾市は他2村よりも合併を早くしなくちやいかない状況にあると判断された上であるのか、その辺の市長さんの真意を私は知りたい訳でございます。

市長～合併の呼びかけを外からされたのか。宜野湾市から呼びかけをするのか。呼びかけをするとしたならば、どうして呼びかけをする様になつたかということを知りたいという御質問でございますね。

5 番～呼びかけをしたというのは、先程の市長の答弁から分りました。そこでとにかく合併関係市町村がどちらからか或は同時にということもあり得るんですが、先程の答弁で諮問に対する答申が得られたら、明日にでも協議会設置の甲し入れを他2村にやるとこういうような説明でありました。(はい)
ということは他2村からそういう甲し入れがある前に、先がけて宜野湾市から他2村に協議会設置方の甲し入れをやるということでもあります。その場合宜野湾市は他の2村に比較して合併しなくちやいかない様な、そういうような状況であると判断されているんですか。

市長～他の2村よりも合併しなければならぬという至急な立場面に他の2村よりも到達しているという意味でございますか。

5 番～じや質問をこういうことに詳しくして頂きます。この宜野湾ブロックである所の宜野湾市、北中城村並びに中城村。この3市村合併が現在一応は予定されておりますが、早急に合併した方がいいという立場にあるのは、宜野湾市であるのか、その3つのうち或は宜野湾市よりも

中城であるのか、北中城であるのか、どちらであると市長は考えになっておられますか。

市長～今までに皆さんの質問にも合併はどうかという質問があつて、他の2村の状況なんかもお伝えしたと思ひますが、両中城はどちらかという要望も御座りまして、合併の可否は互野村にあるんであつて、互野村はどうかと今まで考えられておりました。実はこの合併について、これを促進しようという所まで考えたのが、今日今頃は互野村でもつてその特に合併の合併ということになりますと、どうしても主体性を互野村が持つて、これを呼びかけなければならぬと、こういう所からどちらかという、中城・北中城でもこの促進協議会は早く持ちたいというのは、今日までの両村長さんあたりからの話でありまして、要はここが、よし合併を促進してよらしいということになれば明日でもこちらから、特に合併とやうことになりまうと、主体はここになつて、こちらから呼びかける必要があると、こういう所から今日の皆さんの質問に対する答申でも得て、これを呼びかけたいという考えであるかと。

5～今迄の御説明の中に合併したいという立場は互野村よりも両中城村の方が積極的である。という答申をなされました。常職として積極的である村側より、積極的でない方に設置方の申し入をするのが、これは常識であります。更に又こちらは主体であるからという云々がありました。これは主客転倒であります。主体ということは協議会設置した後のその協議会の市側において、当然市が主体となるべきという話なら分りますが、設置までの間において積極的でない互野村が積極的である他村に協議会設置の申し入れをなすというとは、すじが通りません。ですから貴今の市長の私の質問に対する答申は全く答申になっておりません。もう正確に考え

中城であるのか、北中城であるのか、どちらであると市長はお考えになつておりますか。

市長～今までに皆さんの質問にも合併はどうかという質問があつて、他の2村の状況なんかもお伝えしたと思いますが、両中城はどちらかという宜野湾市以上に積極的であります。所が先きも御質問にもありました様に合併のかぎは宜野湾にあるんであつて、宜野湾はどうかと今まで再三いわれた訳であります。実はこの合併についての、これを促進しようというふうな所まで考えついたので、今日今度は宜野湾市でもつてその特に編入の合併ということになりますという、どうしても主体性を宜野湾が持つて、これを呼びかけなければならんと、こういう所からどちらかという、中城、北中城でもこの促進協議会は早く持ちたいというのは、今日までの向この両村長さんあたりからの話してありまして、要はここが、よし合併を促進してよろしいということになれば明日でもこちらから、特に編入ということになりますという、主体はここになつて、こちらから呼びかけする必要があると、こういう所から今日のその皆さんの質問に対する答申でも得て、これを呼びかけたいという考えである訳です。

市長～今先の御説明の中に合併したいという立場は宜野湾市よりも両中城村の方が積極的である。こういう答弁をなされました。常識として積極的である村側より、積極的でない方に設置方の申し入をするのが、これは常識であります。更に又こちらは主体であるからという云々がありました。これは主客転倒であります。主体ということとは協議会設置した後のその協議会の活動において、当市が主体となるべきという話しなら分りますが、設置までの期きにおいて積極的でない宜野湾市が積極的である他村に協議会設置の申し入れをなすということは、すじが通りません。ですから只今の市長の私の質問に対する答弁は全く答弁になつておりません。もう一度もし考え

なおせる点があつたら御答弁をお願いします。

市長～ちや就任前でないというふうなことにします。私の見る所では、そうだと思つております。

5 番～でずから就任前である所まで、更にそれに比較して、そうじやない所に就任方の申し入れをするのが、これは妥当なありかたであります。それをあえて借越當市の方から就任前である他の村の方に協議会設置の申し入れをなされますが、その何か裏の理由があつたら如何かを願います。

市長～何故呼びかけをするかということですか。

5 番～はい、

市長～これは政府の方からこの前話し合いがありました様に、問題は宜野湾にがつているから宜野湾の事情が出来たらもうすぐ、その連絡をするからという一うことを私にいつておりますので、ちや宜野湾もそれに堪ぬでよろしい、促進してよろしいということになつてゐるということでありまして、それを連絡しない間は、何時までも宜野湾は合衆に対して応じないというふうな態度で結局今日政府で出されている市町村合併の期限はも期間がありますので、宜野湾がせん延して、それが出来なかつたということになつては困るので、宜野湾がこれを促進してもいいということであれば、すや向うにちやせん延していいから一緒になつて、その促進協議会の設置もしようじやないかということをお呼びかけといひますか、連絡をしたいとつていうことでもあります。その連絡してはいいかということでありませうれば、又別の問題でありますね。

5 番～連絡してはいかないといつておりません。遅れから申し上げました様に合衆に対してより就任前が他村から協議

なおせる点があつたら御答弁をお願いします。

市長～ちや積極的でないというふうなことにします。私の見る所では、そうだと愿つております。

5 番～ですから積極的である所より、更にそれに比較して、そうじやない所に設置方の申し入れをするのが、これは妥当なありかたであります。それをあえて何故当市の方から積極的である他の村の方に協議会設置の申し入れをなされますか。その何か其の理由があつたらお聞かせ願います。

市長～何故呼びかけをするかということですか。

5 番～はい

市長～これは政府の方からこの前話し合いがありました様に、問題は宜野湾に立っているから宜野湾の準備が出来たらもうすぐ、その連絡をするからというということを私はいつておりますので、もう宜野湾もこれに進んでよろしい。促進してよろしいということになつていっているということでありまして、それを連絡しない間は、何時までも宜野湾は合併に対して応じないというふうな態度で結局今日政府で出されている市町村合併の期限法も期間がありますので、宜野湾がせん延して、それが出来なかつたということになつては困るので、宜野湾がこれを促進してもいいということであれば、すぐ向うにこちらも促進していいから一語になつて、その促進協議会の起案もしようじやないかということと呼びかけといいますか、連絡をしたいとこういうことでもあります。その連絡してはいかんということでありましたら、又別の問題でありますかね

5 番～連絡してはいかないといつておりません。元程から申し上げました様に合併に対してより積極的の他村から協議

会設置方の申し入れをなすのが、これは常識的な考え方
であります。あえてこちらの方からなしたからには、
先程の市長さんがいわれた理由としては、こちらが
主体だからということでありましたが、これは協議会設
置以後の活動においての主体であつて、ですから私は他
に理由はあると思ひましたから、其の理由を問うた訳で
あります。そこで今の説明で政府との関連においてお話
しなさいましたが、大体分りました。そこでつけ加えて
お伺ひしたいと思ひますが、合併に対して最初から最
後までの態度は又考え方は政府の考え方に立つてなされ
るのか、互野湾市の市長という立場になつて考えられ
るのか、その基本的ないわゆる問題でありますから、その
辺を1つ遠慮なくお聞かせ願ひたいと思ひます。

市長～互野湾市長としての立場でどこまでも進めている訳であ
ります。

5 番～それならば他村が互野湾市より積極的であるということ
は、互野湾市長としても、別に合併しなくちやいかない
というまでの、いわゆる合併したいというふうな積極性
はないと思ひますが、何故あえてこちらから申し入れ
をなされますか、他村から申し入れがあつた場合、当市
はそれを受けて審議検討するというふうに、そういう
な方法は取れないのでありますか。

市長～向こうから再々申し入れはありました。今まで互野湾市
の準備がまだだからというので、今日まで待つた訳であ
ります。それで互野湾の準備というのは、いわゆる促進
してもいいというはだがためをして、そうしてこれにか
かる準備が今日まで出来なかつたので、これをことわり
もしないまだ検討中だ、検討中だというので、これを強
足しなかつた訳であります。大体これ別合併して
も互野湾市に取つて心配することもない。かえつてこち
らに取り上げられた様なこの大局的に考えて将来におい
ては、合併した方が互野湾市としても有利だということ

に取り決めにいたして、これを促進しようとして、今路間にこういう方法で進めたいがというふうに諮問した訳であります。

5 番～度々畑村から申し入れがあつたというお話しであります
が、両中城村からそういう申し入れがあつた訳でござい
ますか。

市 長～はい

5 番～これは相当以前において、なされた訳ですか。

市 長～中城の村長さんからは両部会館で市町村の幹部の研修の
あつた場合にも、あなた方はまだ準備出来ないのか、も
う早く起草草にかかつたがよいと思うがと、それから北
中城ではさとうの折衝の問題に行く前に村長さんは助役
にいずれ亘野濱からそういう連絡が来るはずだから早く
その起草の場合には助役で代つて行つて、起草もする程
にという連絡があつたというので、電話でもつてまだ亘
野濱の態度はまだかまだかというふうに、どちらかとい
うと促進協議会を早く作りたいと思うんだが、亘野濱の
準備はまだなのかというふうに2～3回にわたつて呼び
かけられておりますので、そういうかつこうであります
別に公文や或は何かでもつてその来た訳じやありません

5 番～それならば、先程連絡したいという意味は、促進法に基
づく促進協議会の設置をしようという申し入れであるの
かという私の質問にいたして、そうであるという御説明
でありました。しかし今のお話しによると、以前におい
て何回か両中城村から協議会設置方について申し入れが
あつたのが、事実であればこちらからの申し入れじやな
くて、向こうの申し入れに受けて立つというのが事実で
ある訳でございませぬ、それならば分りました。1つつ
け加えておきます、そうであるならば、その様に1つつ

弁なさつて下さい。私は向こうからそういうふうに通去において一度も申し入れみた様なのがないにかかわらず積極的でない亘野湾市から協議会設置方の申し入れをするというのは、どうもふにおちなかつたので聞いた訳であります。分りました。

3 番～建設課長にお伺いいたしますが、亘野湾市においては既に都市マスタープランが出来てロウ化地帯とか或は工業地帯、中央公設市場とか、そういう亘野湾市の現在の構想のもとにおいて計画されている訳であります。この3市村が合併するにおいて、その都市がある程度構想が変るといふことは私は考えておりますが、変る様なことはございせんか。例えば住宅地域或はこちらに持つて行きたいとか、そういう様な大きな構想のもとに計画が変更すると思ひますが、それについて課長として技術的にそのままでもいいか。或は大3市村を合併しての大きな亘野湾市としての構想で練り直す必要があるかどうか、その点お聞かせ願ひたいと思ひます。

建設課長～只今の御質問にお答えします。都市計画のプランは既に亘野湾市地域について計画されておりますが、今度合併した場合のことを考えますと、いづれ地域が大きくなりま
すので、そのプランに従つて、向退加されるといふことは考えられると思ひます。所が現在のプランにしても、只亘野湾市だけで計画されているんじゃないで、ある程度の都市の経済けんを考へての計画でありますので、多少の修正があつても全然変更になるということはありません。

3 番～その面において、現在の中央公設市場がかたよるとか、或はその住宅地域になつて居る所が商業地域に変更すべき所があるとか、或は工業地域がその住宅地域或は商業地域にこの大きな変更があると思ひますが、それに対して根本的に變動を打ち出されることはないかどうかですね。

建設課長〜用地の間に地味もあり、これば用途といきす
と、大規模に定められても、それがその立地条件に
二つにおきましては、しかし米の急な形にな
すぐに合せて工場がここへ出たという事は、
まだこれからおきかぬかと思ひます。

3 番〜市が町村を併合する場合においては市の発展としては、さ
うしても市を併合しなげんや、出てきたらと、思
嫌な大きな見地から合を打ち出さなければ、現
ますが、その場合にあなたの現在の状況から、現在
の五野市の問題である日本から来た方の影響によ
て経済的な問題であるが、これに中城の市にけ
内は入つておつたと思ふのですが、ずつと東洋
範囲はなかつたと思ふのですが、これに對して大
があると思ひますが、これに對してあなたのお考
はどうですか。

建設課長〜五野市が今度併合して大きな五野市になつた
場合には、まず考えられることは東と西に面を持つ
てあります、それをいかにして生かすかという問題が
ずまず考えられるんじゃないかと思ふ、それを更に
1号線が非常に開放であります、それをいかにして
五野市の現在の道路と結びつけるかという2点が大き
な問題でありまして、それが目途つきまして後は、そ
の地域における計画というもの、進められるんじゃない
かと、それで1体になつて発展するというふう
られると思ひます、その意味では現在の市計画
のまま進めていくというふうにお考へてあります。

3 番〜都計上ですね、この五野市の中心地は、どうも低地帯
はせまいから、新しい中城の方に移したいとか、新地帯
を持ちたいとか、そういう考へる都計でなくて、早なる合

建設課長～用途地域の問題ですが、これは用途といいますが、大局的に地理的条件とか、それからその立地条件によつて大体定められておりますので、今の今度合併する二村におきましても、その二村が急に都市的な形態になるという場合は除々にしか来ないのであります。それですぐに合併して工場地帯が向こうに出来るということはまだこれから先きのことでもありますので、当然現番で充分進むんじゃないかと思ひます。

- 3 番～市が町村合併する場合においては市の形態としては、どうしても市を合併しなければまらの発展は出来んという様な大きな見地から合併を打ち出さなきゃいかんと思ひますが、その場合にあなたの現在の技術的側面から、現在の宜野湾市としてあの日本からこられた方の助言によつて経済けんの問題である程度の中城城と一帯のげん内は入つておつたと思うんですが、ずつと重蔵岸までの範囲はなかつたと思うんですが、これに対して大きな変則があると思ひますが、これに対してのあなたのお考えはどうですか。

建設課長～宜野湾市が今度合併しまして大きな宜野湾市になつた場合には、先ず考えられることは東と西に線を持つこととであります。それをいかにして生かすかという問題が先ず第一考えられるんじゃないかと思ひます。それと更に1号線が非常に重要であります。それをいかにして宜野湾市の現在の道路と結びつけるかという2点が大きな問題でありまして、それが目途がつきまして後は、その地域における計画というものが、連絡されるんじゃないかと、それで1体になつて発展するというふうな考えられる訳であります。その意味では現在の都市計画もそのまま推進していくというふうな考えております。

- 3 番～都計上ですね。この宜野湾の中心地ではどうも住宅地帯はせまいから、新しい中城の方に移したいとか、構想を持ちたいとか、そういう考えの都計でなくて、単なる合

併すればそういう結びつきをしたいというそういうお考えであるかですね。又大宜野灣市を建設するためにこういう地域に工業を移しさえすれば、発展があるとか、そういう様な計画はないもんであるかですね。

建設課長～これは地理的条件に相当左右されて、すぐ地域が土地が安いからという考えではちよつとつかないのがあります。それでそのためにはすべての条件がそろっていないとかないと、そういう意味からすれば、これから促進委員会によつても大きな構想がねられると思うんです。その時に充分検討して行きたいというふうにお考えしております。

3 番～市長にお伺いしますが、日本の郡市の合併の場合の例におきましても、その市がどうしてもこれは郡市も同じであります。市に収容しきれない自分の時代の郡市を是非元突させるためには、隣村を合併するという様な大きな構想で、この合併という問題が日本ではどゞ持ち上がつておる状態でありまして、現在市長の考えておられる宜野灣市として北中城、中城を合併・包含しなければいかんという具体的何かお考え構想がありましたら一つお願ひしたいと思つております。

市長～最初に構想といえば最初にも申し上げた様な日本からの技術省の方の助言のとおり将来の経済けんとしてはここは含めるべきであるというので、要請も一語にしようという考えでありまして具体的などこにどういふものを作り又どういふ工事をするというふうな具体的な計画はまだ出来ておりません。

3 番～只合併そういうけん内に含めたいというだけですか。

市長～はい。そしてその事業とか計画はこれから立てていくということになります。

3 番～はや分りまじら、

5 番～建設部長にお伺いします。先程市長は合併事業をいわれると見做して行なうけれども、都計事業は別に支障はないと見做す。光景なと見做してありましたが、担当部長として見做す。併せて一つ開かせて下さい。先程市長は合併事業をいわれるけれども、都計事業もやれると云うお答えでありました。併せて建設部長の担当部長として、其節をお願ひ致します。合併事業、先程市長さんの答へは、併せては困難な時期に実施せたいと云うふうな答へでありました。その場合向う二、三年以内の合併案と云うふうな大きな事項にぶつかる訳でございしますが、それで、既述の通り、都計事業は速行出来るか出来ぬか、それと、担当部長の立場から一つ貴方の見解を伺ひたいと思つてお聞きいたします。

建設部長～只今の都市計画事業は現在プランは進められておりませんが、もう計画よりもむしろ進められておられるのが山場に来たという感じを感ずります。それで、各地域において開発をして行くに云うふうな計画そのものは既に済んでおると、更に地域が多くなればその地域によつてもまた計画を延ばして行くことと云うことでありますので、別に支障はないと云うふうな考えを申し上げます。

5 番～建設部長も結局市長と同様を考へてありますが、計画と其の計画されたあらゆる事業を突進に移す場合のいわゆる突進と二つ比較した場合にどちらが大変かと思ひますか。今までは計画の段階から計画そのものを突進させるためのいわゆる突進の段階に入りますが、より忙しくなるのか、それとも計画を強了するまでの過程を云う段階と同じ様な状態で出来るか、出来ぬか、突進の場合です。

建設部長～突進の場合は予算が伴ふ訳であります。それで突進そのものがその進捗がうまく行つていくかどうかと云うのは、大きく云えば予算に左右されるのが大きい訳です。それでその予算の獲得が充分目途がつけば、きして遅く

3 番～はい分かりました。

5 番～建設課長にお伺いします。先程市長は合併事業にいわゆる進めて行きながらも、郡計事業に別に支障はないと云つた様な説明でありましたが、担当課長としての見解を一つ聞かせて下さい。先程市長は合併事業といわゆる併行して郡計事業もやれると云うお答えでありましたが、建設課長の担当課長としての見解をお願いします。合併事業、先程市長さんのお答えは出来れば任期内に実現させたいとそういうふうなお答えでありました。その場合向う二、三年以内に合併実現と云うふうな大きな事業にぶつかる訳でございますが、それでは尚規定方針通り郡計事業は遂行出来るか出来ないか、それでは担当課長の立場から一つ貴方の見解を一つ聞かせて下さい。

建設課長～只今の都市計画事業は現在プランによつて進められておりますが、もう計画よりも、むしろこれから実施というものが山場に来たという感じを受けております。それで各地域地域において開発をして行くとうように細割りの部分に入っていると云うことでありますから、計画そのものは既に済んでおると、更に地域が多くなればその地域によつてもまだ計画を延ばして行くとうことでありますので、別に支障はないと云うふうにご考えます。

5 番～建設課長も結局市長と同様な考えであります。計画とその計画されたあらゆる事業を実施に移す場合のいわゆる実施と二つ比較した場合どちらがたやすいと思えますか。今までは計画の段階これから計画そのものを実現させるためのいわゆる実施の段階に入りますが、より忙しくなるのか。それとも計画を完了するまでの過程そのう段階と同じ様な状態で出来るか。出来ないか実施の場合です。

建設課長～実施の場合は予算が伴う訳であります。それで実施そのものがその推進がうまく行っているかどうかと云うのは、大きく云えば予算に左右されるのが大きい訳です。それでその予算の獲得が充分目途がつけば、さして遅く

なると云うことはないと思います。

5 番～分りました。

議長～暫休致します。(午前11時40分)

議長～再会理します。(午前11時43分)

5番～合併調査委員会として合併の調査をされた身役にお尋ね致します。審問案件の参考資料として添付されている合併調査会の等申書についてあります。その中で合併で有利になる事項について3枚目あります。そこで(イ)から(ホ)まで項目を別にしてされておりますが、これは関係市町村が合併した場合にこの市町村に当り有利になるという所をこの合併関係の市町村に当り有利になるか否かという所を、当市においては合併したら有利になるか否かという所を、現在の都市計画と関連された所をもつと整理して調査すべきやなかつたかと思いたす。そこで過去において合併を済んだ自治体がありますが、そこに対して合併後、合併前もさういう自治体の大きくな事業に対して合併したからという理由によつて政府の方で優先的に政府事業を補助してもらつたとか、又は市町村に対して事業に補助金を補助してもらつたとか、さういった事を実績について調査なさつたかどうか、その辺をお伺いします。

助役～この問題につきましては、宜野湾において合併を進めていかどうかと云うような審問の何に対しての調査会で良きと云うか、当調査会としては合併して良きと云うか、さういふ問題について具体的なさういふような有利の点があるから進めるべきである、さういふような答えを出す為の調査というよりも、むしろ合併について本意にすれば合併がスムーズに行われ行くかという本意の点について調査を進めた限でございまして、その調査の結果として進めざるべきですが実績につきましては、あくまでも合併そのものはその独自の市町村の立場において自主的に取り扱われるべき問題でありまして、府が補助金を補助するかどうかの合併と云うのはあり得ないものか、さういふ点に立つての合併と云うのはあり得ないものか、さういふ事からしてその調査についてどう流されておると云う事は分る訳でございまして、どう

議長～再会致します。(午前11時43分)

5番～合併特設調査会長として合併の調査をなされた助役にお尋ね致します。諮問案件の参考資料として添付されている合併調査会の答申書についてであります。その中の合併で有利になる事項について3枚目でありまして、そこで(イ)から(ホ)まで項目を別にしてされておりますが、これは関係市町村が合併した場合にはこういうふうにより有利になるという所々この合併関係の市町村に当てはまる1観点であります。当市においては合併したら有利になるかならないかを現在の都市計画と関連された所をもつと判り下げて調査すべきじやなかつたかと私は思います。そこで過去において合併を済んだ自治体があります。そこに対して合併後、合併前もそういう自治体の大きな事業に対して合併したからという理由によつて政府の方で優先的に政府事業を施してもらつたとか、或は市町村に対して事業補助金を補助してもらつたとか、そういう事実について調査なさつたかどうか。その辺をお伺いします。

助役～この問題につきましては、宜野湾において合併を進めて良いかどうかと云うような諮問の何に対しての調査会でございますが、当調査会としましては合併して良いかどうかという問題について具体的にどういふような有利の点があるから進めるべきである。そういうふうな答えを出す為の調査というよりも、むしろ合併についていかにすれば合併がスムーズに行われて行くかという点について調査を進めた訳でございます。その調査の結果としましては、結局答申書の方で参考資料として提出されておる通りでございますが、要するに合併しては、あくまでも合併そのものはその独自の市町村の立場において自主的に取り扱われるべき問題でありまして、政府が補助金を流すからどうのこうのと云つて合併するぞう云うふうな見地に立つての合併と云うのはあり得ないんじゃないかと云う事からしてその調査についても流されておると云う事実は分る訳でございますが、どう

云うふうにくらずつ流されておると云うふうな点まで
は調査しておりません。その件につきは政府の方
で資料は持つておると思っておりますので必要であれ
ば政府の方から資料を取りよせたいと思っております。

5 番～補助金が流されるから合併する。流されないからしない
と云う立場からじやないと云うふうな期でありました
が、お説の通りであります。合併や目的は先程市長に
対する答弁の中で私が申し上りました様にあくまで促進法
1条にうたわれている通りであります。私が念を押して
お聞きしたいのは合併で有利になる事項について云う所へ
所で(イ)から(ホ)までありますが、その中には都計事業
で有利になると云う事は一言も何ともありません。と云
事は合併しても都計事業に対して有利になる点はないと
云う事でありませうか。そういうふうには併しやくしてよ
しい訳ですな。

助 役～そう云う意味ではございません。その面に付ましては新
市町村舞設と云う事に付ましては結合先から市長の方
から答弁がありました様に合併市町村において新都市計
画と云うのがなされる訳でございますが、その方は政府の
の助託を得て又政府の方の援助の關係もありますのであ
る意味におきまして認可のかつ好む方が設定される
ますので結局はこれでもつて都市計画の方がり善される
と云う事か、そういう事は絶対にないんじやないかと又どつち
かと云えば政府の施策として打出されておる以上は市町
村としましても、そう云う面に時期をとらえてやつた方
が良いんじやないかと云う何でございまして全然有利に
なる点がないと云う事でないんじやないかと思つており
ます。

5 番～とにかくこうしてわざわざプリントにして資料として配
布されておりますからには不利になる点、有利になる点
を別々に項目をかかげてありますが、我々私は都計事
業を調査させないで宜野湾市の合併問題と云うのはあ
りえないと思ひます。そこでなぜ合併した場合に都計事
業が幾つしてどう云うふうになるか位は調査してもら

助 役～郡山市の方ではそう云う傾向にあります。糸満の方では合併についての補助だけが今なされておるんであつて新都市建設についての補助は糸満の方が考えている様な実施の段階まで至つてないと云う事でございます。

5 番～つまり合併受現までの必要な補助金ですね。糸満は、

助 役～実現も、実現後も合併についての問題まで行つております。しかし事業的の補助については当局が考えておる様な所まで実現しないと云うことです。

5 番～はい分かりました。

議 長～休憩致します。(午前11時55分)

議 長～再開致します。(午後2時25分)

議 長～出席18名であります。午前にひき続き本諮問に対する質疑を続行致します。

4 番～政府の政策がどうあるうとも自主的に本問題については推進して行くべきだと云うふうに考えますが、しかし何と云つても今後お起る新市町村建設と云つた様な大きな事業をかかえますのである程度は政府との構想或は又折衝或は政府の考え方を意図を聞き出す必要があるんじゃないかと云うふうに考える意味からこの資料の中に添付されております所の勧告書がまいつておりますが、これを受覧してから行政府あたりに折衝なされた事があるかどうか、或は又今後の本市の事業推進の面で折衝なされたかどうか、それについてご説明願います。

市 長～勧告を受けてから本市の事業計画と宜野湾市自体の事業については色々の問題で行つてありますが、合併後の事業としてはやつておりません。

4 番～私がお伺いしておるのは、何も政府から云つた様な

物賃が上がるかも知れないと云う事もなく、
 かくして本自主向はこの問題を製造して行くべきだと云
 う物販に出つております。だがしかし、幸いにして政府
 もバックアップするや、会社会面に協力するんだと云
 った様な物販に出つておりますので、大変幸いを言いた
 くなつておられますが、そう云つて彼等の問題でこの物販
 を受けるも1月24日に突つて其後に店を閉じると今般の
 うる暫問題について報告をいたさうな事を我々同様に考
 へて居ります。各町協議会においてはその会はこの問題を考
 慮して行くべきだと云う結論を出して居りますし、その
 当中についても苦勞と説明なされたかと思つております
 が委員長としての立場から行なれる所の協議協議会につ
 いて本會中でも少しお聞きしましたが、この協議会の設
 置はどうかしらねは疑問が持つてもかもしなければ
 ないんだと云うお考えの様ですが、大分いつ其この物販
 会が展開されるのかをその事についてお聞きをします。

長～御質問が申し上げ、促進協議会の設立及びその協
 会が今般で済まば速速でよろしいと云うような答えでも得
 たら同様にその日付で連絡して、そして三町村の小委員
 会を結成させてその結果が出来ればその夜にその夜にそ
 の協議会に報告を直ちに發送していただく事についてお聞きを
 します。

長～御答へをします。(午後5時5分)

長～再問をします。(午後5時5分)

長～本業に對する負担と大抵つき合せておりますので負担を
 軽減するに御理解がござんか。
 (資料なしと呼ぶ)

長～御理解がござんかとの質問を御質問の日付に致します。

長～御質問の事の内容を御質問の日付に致します。

1 番～本番間に対する賛成討論を行います。爾後急速な合併の
 勢の獲得に伴い本市野洲市と北中城、中城の3市がその
 立地条件及経済社会文化的諸条件から取らるべき合併の
 対象として1市2村と云うものをそれぞれ3つの自治体に分
 割されています。1市2村を1市に合併することにより従来3市
 村の持つ行政的負担を削減し、財政的負担を軽減し、市民
 新市の行政力の増進に寄与し得る新市建設の利益を確立する
 の福し増進に寄与し得る新市建設の利益を確立する
 は最早新時代の要求であり、本市における根本的施策の
 動向と云うべきであると私思致します。合併の時期に
 關しましては本市自治体におきましても、法の制定の
 期28年9月における9895の市町村が38年3月末日
 におきまして3446と云う3分の1の割合にまで減少
 いたしました。合併を実現し、大規模な行政機構を
 もつた市町村に合併することにより、合併の反対
 の望みと云うものは合併後の良好な結果によりまして、
 併せている様な状態であり、本市におきまして、合併
 1に経済交流を促進に致しまして本市の経済活動の振
 興に資する事が出来、本市の発展を圖る所の第一の
 都市計画についても地盤の拡大により地盤の個性
 を十分に生かす、それぞれの有能な人材を招き、より
 理想的な街作りが出来ると云う事と2番目に財政力が増
 大になり、財政運営の弾力性が増し、対外的に信託性が
 大し、より効率的な運営が圖れると云う事、3番目に
 合理的かつ適正な率の行政運営が圖られ、消費的経費の
 削減を圖り、投資的経費が増大すると云う事。
 4番目に施設の総合整備によつて資金を効率的に使用し
 施設経営の合理化と施設の高度化を圖ることができ、さ
 らに専業の集中が可能となり、積当量の単独事業が
 可能になつてくると云う事。5番目に政府の施策を住民
 福利増進に反映すべき地盤をチャンスをつかむ事が出来
 るという事と云うように上げられておりますようにその
 根本的な問題につきましては大規模合併を促進すべく
 を得たものと云うように考へる訳でございます。さら

1 番～本 閣 同 対 する 賛 成 討 論 を 行 い ます 。 戦 後 急 速 な 社 会 状 勢 の 變 動 伴 い 本 直 野 灣 市 と 北 中 城 中 城 の 3 市 村 が そ の 立 地 條 件 及 經 濟 社 會 文 化 的 等 の 諸 條 件 か ら 致 し ま し て 、 予 て 是 1 都 市 と し て の け ん 内 に 包 含 さ れ て い る 到 っ て 分 割 さ れ て い る 地 域 を 1 市 に 合 併 す る 事 に よ り 従 来 の 3 市 村 の 持 っ て お る 行 政 分 野 を 質 量 共 に す べ き 増 大 せ し め て 新 市 の 行 政 力 の 充 實 を 圖 り 地 方 自 治 の 本 旨 に 基 き 住 民 の 福 祉 の 増 進 に 基 き 得 る 新 市 規 模 の 確 立 を 確 保 す る 事 は 最 早 新 時 代 の 要 求 で あ り 、 当 市 に お け る 本 質 的 施 策 の 動 向 と 云 う べ き 事 だ と 私 思 致 し ます 。 合 併 の 問 題 に 關 し 是 本 土 自 治 体 に お き ます 法 制 定 時 の 昭 和 2 8 年 9 月 に お け る 9 8 9 5 の 市 村 約 數 が 3 8 年 3 月 末 に お き ます 3 4 6 と 云 う 3 分 1 の 數 に 至 っ て 少 致 し ます 。 合 併 後 現 在 大 變 行 ない 成 果 を あげ た 事 だ と 考 へ ます 。 何 れ の 市 町 村 に お いても 合 併 前 の 反 對 の 空 氣 と 云 う 事 は 合 併 後 の 良 い 結 果 に よ り 生 じ ます 。 合 併 後 の 現 在 状 態 だ と 考 へ ます 。 本 市 に お き ます 第 1 に 經 濟 交 流 を 活 発 に 致 し ます 本 市 の 經 濟 活 動 を 振 興 する 事 が 出 来 、 本 市 の 發 展 を 圖 り 所 在 の 地 域 個 々 の 特 性 を 充 分 に 生 かし 、 そ れ ぞ れ の 有 益 を 相 互 に 補 完 せ し め ず 理 想 的 な 行 作 り が 出 来 と 云 う 事 と 2 番 目 に 財 政 力 が 増 大 になり 財 政 運 營 の 効 率 が 増 進 する 事 と 3 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 、 よ り 効 率 的 な 運 營 が 圖 ら れ 云 う 事 、 4 番 目 に 合 理 的 な 借 入 率 が 圖 ら れ 運 營 が 圖 ら れ 云 う 事 、 5 番 目 に 施 設 の 維 持 費 が 増 大 する 事 だ と 考 へ ます 。 4 番 目 に 施 設 の 維 持 費 等 によ っ て 資 金 を 効 率 的 に 使 用 し 施 設 運 營 の 合 理 化 と 施 設 の 高 度 化 を 圖 り 得 る 事 が 出 来 、 さ ら に 種 業 の 集 中 的 施 策 が 可 能 とな り 相 互 的 な 施 策 住 民 が 可 能 にな っ て 来 と 云 う 事 。 5 番 目 に 政 府 の 施 策 を 住 民 が 可 能 に 上 に 反 映 する 事 だ と 考 へ ます 。 6 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 7 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 8 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 9 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 10 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 11 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 12 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 13 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 14 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 15 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 16 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 17 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 18 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 19 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 20 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 21 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 22 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 23 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 24 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 25 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 26 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 27 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 28 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 29 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 30 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 31 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 32 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 33 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 34 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 35 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 36 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 37 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 38 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 39 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 40 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 41 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 42 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 43 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 44 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 45 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 46 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 47 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 48 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 49 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 50 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 51 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 52 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 53 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 54 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 55 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 56 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 57 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 58 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 59 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 60 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 61 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 62 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 63 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 64 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 65 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 66 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 67 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 68 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 69 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 70 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 71 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 72 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 73 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 74 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 75 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 76 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 77 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 78 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 79 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 80 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 81 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 82 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 83 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 84 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 85 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 86 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 87 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 88 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 89 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 90 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 91 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 92 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 93 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 94 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 95 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 96 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 97 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 98 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 99 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。 100 番 目 に 借 入 率 が 増 大 し 借 入 率 と 云 う 事 だ と 考 へ ます 。

に又不利な点につきましても特に現宜野湾市におきまして合併によつて不利がもたらされることを見ることが出来ないでございませう。合併問題は政府の施策であるかららずと云うことでなくあくまでも自主的に行うのが原則でございませうが、この合併の機会を充分にとり入れて、せつかくの政府の施策と助成を充分にとり入れたもの、市計画を打立てまして、新市百年の計を打立てたい事は私の最も熱望する所でございます。従いまして本討論にありますが、宜野湾市が積極的に本合併問題に付きまして、イニシアチフを取りその機を1日も早く見現してもらいます。本討論に全面的に賛意を表する者であります。

15番～ 結論から申しまして反対でございます。この諸問案件にも出ておりますけれども市町村が弱少だからと云う理由から上げられておりますけれども、いくら合併しようがいくら合併して経済規模が大きくなることは云うものの、しかし神籠の市町村が現在非常に弱少だといわれている理由がけつして市町村の規模が小さいからと云う理由だけではないと考えております。政府がほとんどの事業に対しまして2割から4割と云う多数な対応費を持たなければ事業執行できないと云う政府の施策が無能ぶりが神籠の市町村の財政規模を事業を圧ばくしておるのであります。こう云う事をなさない限りいくら合併しようが手取り早く云いますれば神籠全体を1つの市にしようが決して解消出来る問題だとは考えておりません。そして行政機構そのものが最も大きくなればなる程非常にこの機構が感情的になりまして、ほんとうの住民との接近と云うものはけつしてスムーズにはいかないものと考へております。その例は那覇市・コザ市・宜野湾市を例にとつて見ればいかに住民にほんとうの意味でのサービスと云う点から考へて見ましてもはつきりする訳であります。これはもち論現宜野湾市がけつして都市的に規模が適当だとはもち論考へておりませんが、本日は非常に重要な段階にありますが、先づき市長さんは番員に對しまして自信の程を述べなされましたけれども

わは今までの案を押えて見まして余り偏見出さないの
であります。もう一つ大きな理由はこの合併と云う問題は
現在の津藩の状況をそのまま固定化すると云う大きな
政治的な流れがあるものと考えております。従いま
して以上の理由からこの断案を可とする答申に反対致
す訳であります。

議 長～他にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思いま
すが御異議ございませんか。

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～冒休致します。(午後3時00分)

議 長～再開致します。(午後3時15分)
断案第1号市町村合併の推進についてを議決に付します

議 長～原案を可として答申する事に賛成の方举手願います。

議 長～賛成多数であります。よつて断案第1号は原案通り可と
して答申することに決定致します。

議 長～その他にございませんか。

(なしと呼ぶ)

議 長～全日程が全部終了致しましたので第21回宜野湾市議会
臨時議会を開る事に致します。長時間にわたりご答謝を
願ひまして誠にありがとうございました。
開会致します。(午後3時39分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容の
正確であることを証するためここに署名する。

1965年3月8日

宜野湾市議会議長 高橋敏彦
議事録署名議員 伊佐良孝
不 川 貞 六

これは今までの実態を抑えて見まして余り信用出来ないの
であります。もう1つ大きな理由はこの合併と云う問題は
現在の神籠の状態をそのまま固定化すると云う大きな
政治的なねらいがあるものと考えております。従いま
して以上の理由からこの諮問案を可とする答申に反対致
す訳であります。

議 員～他にありませんか。なければ討論を打ちたいと思いま
すが御異議ございませんか。

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～暫休致します。(午後3時00分)

議 長～再開致します。(午後3時15分)
諮問第1号市町村合併の推進についてを表決に付します

議 長～原案を可として答申する事に賛成の方举手願います。

議 長～賛成多数であります。よつて諮問第1号は原案通り可と
して答申することに決定致します。

議 長～その他にございませんか。

(なしと呼ぶ)

議 長～全日程が全部終了致しましたので第21回宜野湾市議会
臨時議会を閉る事に致します。長時間にわたりご審議を
願ひまして誠にありがとうございました。
閉会致します。(午後3時39分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容の
正確であることを証するためここに署名する。

1965年 月 日

宜野湾市議会議長
議事録署名議員
議事録署名議員

毛塚純治
伊藤英子
黒川良夫